

【別紙1】

令和8年度岐阜県放課後児童支援員認定資格研修 開催案内

下記のとおり、令和8年度岐阜県放課後児童支援員認定資格研修の受講者を募集します。

1 主催

岐阜県（委託先：株式会社東京リーガルマインド）

2 認定資格研修について

(1) 研修の目的・概要

平成27年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」により、放課後児童クラブに「放課後児童支援員」を配置することが義務付けられました。

本研修は、「放課後児童支援員」として必要な知識や技能等を習得し、有資格者となるために県が実施するもので、県内各会場(1会場4日間で1セットの研修)およびeラーニングで実施します。

(2) 実施日程・定員・会場

集合研修 岐阜会場 定員 100名

実施日	実施時間	会場
令和8年 9月 17日 (木)	9:15 ~ 17:00	ワークプラザ岐阜 5階 大ホール 岐阜県岐阜市鶴舞町 2-6-7
令和8年 9月 24日 (木)	9:20 ~ 17:00	
令和8年 9月 28日 (月)	9:20 ~ 17:00	
令和8年 10月 1日 (木)	9:20 ~ 17:00	

集合研修 多治見会場 定員 100名

実施日	実施時間	会場
令和8年 11月 14日 (土)	9:15 ~ 17:00	多治見市産業文化センター 3階 大会議室 岐阜県多治見市新町 1-23
令和8年 11月 28日 (土)	9:20 ~ 17:00	
令和8年 12月 12日 (土)	9:20 ~ 17:00	
令和9年 1月 16日 (土)	9:20 ~ 17:00	

※集合研修の研修時間は予定ですので、前後することがあります。

eラーニング研修 定員各回 100名

受講期間	eラーニング
第1回 令和8年 8月 7日(金)~令和8年 10月 30日(金)	eラーニング研修※
第2回 令和8年 11月 4日(水)~令和9年 1月 29日(金)	

※eラーニング研修（動画配信方式）とは、インターネット環境にあるパソコン・タブレット・スマートフォン等で、予め収録した講義を動画で視聴いただくものです。事務局からログイン方法のご案内・教材等をお送りします。24時間いつでも受講可能です。

※本 e ラーニング研修では受講時のご本人様確認方法として、顔認証システムを使用する予定です。カメラ付きのパソコン・タブレット・スマートフォンもしくは、外付けの WEB カメラを接続したパソコン等をご用意ください。

※複数の研修にまたがっての受講は原則できません。

(3) 受講対象者・受講資格

① 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当し、岐阜県内の放課後児童健全育成事業（クラブ）に従事している方等、市町村の推薦を受けた方（市町村申込み）

② 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第 10 条第 3 項の各号のいずれかに該当し、岐阜県内の放課後児童健全育成事業（クラブ）に従事しようとしている岐阜県在住の方

※「受講資格確認書類」（資料 1）を参照してください。

※お申し込み時点で受講資格を満たしていることが必須です。

※①に該当する方の応募が優先となります。②に該当する方については、①の該当者の応募状況により受講可否を判断することとなりますのでご承知おきください。

(4) 参加費用・教材費

① 研修の参加費用は無料です。

※会場への往復の交通費及び昼食代等は、受講者の自己負担です。

② 教材は以下を使用します。教材費は一式 1,500 円(税込)です。

- ・「放課後児童支援員認定資格研修 研修資料（全 16 科目）」
- ・「放課後児童クラブ運営指針解説書」
- ・「ポケット版放課後児童クラブ運営指針」

③ 教材費の支払方法

・個人支払い

申込者個人にお支払いいただきます。集合研修を受講の方は研修初日の受付時に、教材費 1,500 円(税込)を現金でお支払いいただく予定です。e ラーニング研修を受講の方には、受講決定通知書に代金のお支払いについてのご案内を同封しますので、それに従ってお支払いください。

・市町村請求書払い

申込を取りまとめた市町村にお支払いいただきます。株式会社東京リーガルマインドから市町村宛に請求書をお送りし、銀行振込をしていただきます。

※請求書はダウンロード形式にする予定です。

※市町村のご担当者様は申込者一覧表（様式 3-1）の「教材費」の欄で「個人支払い」「市町村請求書払い」のいずれかを選択してください。

※市町村請求書払いが発生する場合は、申込者一覧表（様式 3-1）の 3 シート目「請求書発行依頼書」（様式 3-3）に、請求書の宛名や送付先等の情報を入力してください。

※「市町村請求書払いであることを知らずに個人で支払ってしまい、返金が必要になった」ということの無いよう、個人・市町村どちらでの支払いになるのか、各申込者への通知をお願いいたします。

(5) 申込書類

① 認定資格研修受講申込書(様式1)

② 本人確認書類

①の受講申込書に記入された氏名・生年月日・住所の全てが確認できるもの

※運転免許証・マイナンバーカード・住民票・パスポート・健康保険証(住所記載のあるもの)等の写しのいずれか一点。

③ 受講資格確認書類

※「受講資格確認書類」(資料1)を参照してください。

※受講申込書と各資格の確認書類の姓が異なる場合は、変更前・変更後のもの両方が記載された公的書類(戸籍抄本等 写し可)を添付してください。

※第3、9、10号で申し込む方は「実務経験証明書」(様式2)の原本を提出してください。

第9、10号で申し込む場合は、実務経験証明書への市町村長の押印が必要です。

④ 岐阜県放課後児童支援員認定資格研修 調査票

提出書類はA4サイズに統一してください。本人確認書類の写し等、余白が多くなる場合でも切り取らずに提出してください。

ただし、卒業証書等、元々のサイズが大きい書類の写しについては、縮小せずそのままのサイズでの提出でも差し支えありません。

(6) 申込書類提出方法

下記のとおり申込書類を提出してください。

・【(3) 受講対象者・受講資格】の①に該当する方

→所属する放課後児童クラブ等が所在する各市町村の所管課(放課後児童クラブ担当)へ

※各市町村のご担当者様は受け付けた書類をお取りまとめのうえ、受講対象に該当するかを確認し、以下の書類を株式会社東京リーガルマインド(6頁【4 本研修についての問い合わせ先】を参照)あてに、特定記録郵便等、配達の確認がとれる方法で提出してください。

※提出書類は、各市町村においても写しを保管する等の管理をしてください。

ア 申込者一覧表(様式3-1)(市町村作成) ※書面及び電子メールでも提出してください。

イ 研修担当者申請書(様式3-2)(市町村作成)

ウ 【(5) 申込書類】①～④

・【(3) 受講対象者・受講資格】の②に該当する方

→株式会社東京リーガルマインドへ【(5) 申込書類】①～④を、特定記録郵便等、配達の確認がとれる方法で直接提出してください。

(7) 申込期間 ※先着順の受付ではございません

下記の通り、2回申込受付期間を設けます。

申込受付	申込対象コース	申込期間 【放課後児童クラブ→市町村】	申込期限・期間 【市町村あるいは個人→東京リーガルマインド】
第1回	集合研修 岐阜会場	市町村の定める期間	7/6（月）まで
	eラーニング （第1回）		
第2回	集合研修 多治見会場	市町村の定める期間	9/1（火）～10/2（金）まで
	eラーニング （第2回）		

※【(3) 受講対象者・受講資格】の②に該当する方は、希望するコースの申込期間内に直接、6頁【4 本研修についての問い合わせ先】（東京リーガルマインド）に送付してください。

※各申込期間中は、対象コースの申込分のみ受け付けます。

※申込時点で受講資格を満たしていることが必須となりますのでご注意ください。

(8) 受講決定通知について

受講決定通知書は、各研修初日の2週間前を目途に以下の宛先に発送します。

- ・【(3) 受講対象者・受講資格】の①に該当する方
→所属する放課後児童クラブが所在する各市町村の所管課
- ・【(3) 受講対象者・受講資格】の②に該当する方
→受講申込書に記載された住所

(9) 研修内容

研修時間：1科目 90分×16科目＝合計 24時間

科目①	放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
科目②	放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
科目③	こども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
科目④	こどもの発達理解
科目⑤	児童期（6歳～12歳）の生活と発達
科目⑥	障害のあるこどもの理解
科目⑦	特に配慮を必要とするこどもの理解
科目⑧	放課後児童クラブに通うこどもの育成支援
科目⑨	こどもの遊びの理解と支援
科目⑩	障害のあるこどもの育成支援
科目⑪	保護者との連携・協力と相談支援
科目⑫	学校・地域との連携
科目⑬	こどもの生活面における対応
科目⑭	安全対策・緊急時対応
科目⑮	放課後児童支援員の仕事内容
科目⑯	放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

※時間割等の講義の詳細は、受講決定通知書に同封する案内に記載します。

※本研修の受講にあたっては、個人のメールアドレスが必要です。

※集合研修では、15分以上の遅刻・早退・離席があった場合、該当科目について欠席扱いになります。

(10) 科目の一部免除

保有資格	免除される科目
保育士（保母）	④・⑤・⑥・⑦
教諭（養護・栄養教諭も可）	④・⑤
社会福祉士	⑥・⑦

※資格保有者は該当科目が免除になりますが、**受講は可能**です。

（新しい知識を習得するという観点から、積極的な受講を推奨します）

(11) 修了認定及び修了証の交付について

認定資格研修の修了は、全科目の受講及び修了レポートの記載・提出等によって認定されます。

修了レポートの提出方法については別途お知らせします。

全科目を受講し、岐阜県から修了認定された場合、以下の宛先に修了証を郵送します（目安として、各会場の日程終了後から2～3か月程度）。

- ・【(3) 受講対象者・受講資格】の①に該当する方
→所属する放課後児童クラブ等が所在する各市町村の所管課
- ・【(3) 受講対象者・受講資格】の②に該当する方
→受講申込書に記載された住所

※修了証に有効期限・更新の制度はありません。

※一部科目を修了した方には「一部科目修了証」を交付します。有効期限は、研修を受講した年度の翌年度の3月31日までです。

(12) 住所変更・氏名変更

申込後に住所及び氏名の変更があった場合は、以下の宛先に変更があったことのわかる公的な書類を速やかに提出してください。

- ・【(3) 受講対象者・受講資格】の①に該当する方
→所属する放課後児童クラブ等が所在する各市町村の所管課
- ・【(3) 受講対象者・受講資格】の②に該当する方
→株式会社東京リーガルマインド（6頁【4 本研修についての問い合わせ先】を参照）

3 個人情報の取扱いについて

提出があった個人情報は、本研修に関すること、こども家庭庁への資格取得者情報の報告及び都道府県間相互の利用・提供の目的以外には使用しません。

4 本研修についての問い合わせ先

本事業の運営は、株式会社東京リーガルマインドが岐阜県より委託を受けて行います。
研修内容・研修運営については、下記までお問い合わせください。

〒164-0001 東京都中野区中野 4-11-10 アーバンネット中野ビル
株式会社東京リーガルマインド 福祉支援本部内
岐阜県放課後児童支援員認定資格研修事務局 担当：小針 桑山
TEL：03-5913-6225（受付時間 平日 9:00～18:00）
FAX：03-5913-6255
E-mail：gifu-hshienin@lec-jp.com
（「lec」の「l」はアルファベット小文字の「エル」です）